

(令和8年度4月)
暫定版

立入検査指摘文例集

GRANCAST

項目	
1	資料提出命令
5	防火管理
6	防火対象物の点検及び報告
7	避難上必要な施設等の管理
8	防災対象物品
9	液化石油ガス等
10	危険物の貯蔵・取扱い
15	消防用設備等
21	消火設備
22	警報設備
23	避難設備
24	消防用水
25	消火活動上必要な施設
26	その他の設備
27	非常電源
40	条例(火を使用する設備)
41	条例(小危及び指定可燃物)
42	条例(避難管理)
43	条例(各種届出等)
50	建築構造
90	住宅用火災警報器
99	指示事項なし

※指導事項については、可能な限り場所等を明確にし、関係者が理解しやすい文面を心がけてください。

※文例中、※印で補則説明を記載していますが、指導事項からは削除してください。

※根拠法令は、令まで記載するものとし、規則は記載しないでください。

コード	是正大分類	是正小分類	根拠法令	是正文例
	是正中分類			
1 資料提出命令				
10101	資料提出	資料提出命令	法第4条	(場所の指定)で貯蔵している(取扱っている)危険物は、その貯蔵数量及び一日の最大取扱い量の資料を提出すること。 ※資料がある場合⇒資料提出 資料がない場合⇒報告徴収 ※当該指示については、原則、違反処理要綱に規定する資料提出命令書又は報告徴収書をもって行うため、関係者の任意による必要な資料の提出が困難であるとき等の場合に行う。関係者の任意による必要な資料の提出が可能と判断する場合は指導とする。 例：〇〇に関する資料を提出してください。(指導)
5 防火管理				
50101	防火管理者等	防火管理者未選任	法第8条	管理権原を有する者は、甲種(又は乙種)防火管理講習修了者等の中から防火管理者を定め、速やかに防火管理者選任(解任)届出書を届け出ること。
50103	防火管理者等	再講習未受講	法第8条	選任されている防火管理者は、甲種防火管理再講習を受講していないため、速やかに再講習を受講するか、新たに、甲種防火管理講習修了者等の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出ること。
50201	防火管理業務	消防計画の未届	法第8条・令第3条の2・規則第3条	防火管理者は、消防計画書を作成し、速やかに届け出ること。
50202	防火管理業務	消防計画の変更未届	法第8条・令第3条の2・規則第3条	防火管理者は、届出されている消防計画書の内容が現況と異なるため、速やかに変更し届け出ること。
50202	防火管理業務	消防計画の変更未届	法第8条・令第3条の2・規則第3条	管理について権限が分かれている防火対象物の防火管理者は、防火管理に係る消防計画に権原の範囲を定めること。 ※同一棟に複数の防火管理者がいる場合に限る。
50203	防火管理業務	消防訓練の未実施	法第8条・令第3条の2・規則第3条	防火管理者は、消防計画に基づき、消火、避難及び通報訓練を年1回以上実施すること。※特定、非特定限らない。
50203	防火管理業務	消防訓練の未実施	法第8条・令第3条の2・規則第3条	防火管理者は、消防計画に基づき、消火、避難及び通報訓練を実施すること。なお、消火及び避難訓練は年2回以上実施するとともに、あらかじめその旨を消防署に通報すること。※特定に限る。通報訓練は年2回を求めているので注意
6 防火対象物の点検及び報告				
60101	防火対象物の点検及び報告	点検報告の未実施	法第8条の2の2	管理権原を有する者は、防火対象物点検資格者に点検対象事項が点検基準に適合しているかを点検させ、その結果を1年に1回報告すること。
60102	防火対象物の点検及び報告	点検報告の不備事項の改修	法第8条の2の2	防火対象物点検結果報告書(年月日点検実施)に指摘されている不備事項にあっては、速やかに改修すること。
7 避難上必要な施設等の管理				
70101	廊下階段避難口等の管理	廊下の管理	法第8条の2の4	(場所の指定)の廊下にある物品(名称等)は、避難障害(及び延焼の媒介)となるため撤去すること。
70101	廊下階段避難口等の管理	廊下の管理	条例第42条	(売場名)の避難口へ通じる避難通路は、その有効幅員が(1.2m、1.6m)以上の主要避難通路を1以上確保すること。 ※百貨店等150㎡⇒1.2m 300㎡⇒1.6m 600㎡⇒1.6m+1.2m
70201	防火戸の管理	防火戸の管理	法第8条の2の4	(場所の指定)の防火戸前にある物品(名称等)は、閉鎖障害となるため撤去すること。
70201	防火戸の管理	防火戸の管理	法第8条の2の4	(場所の指定)の防火戸は常時閉鎖しておくこと。
70301	防火シャッターの管理	防火シャッターの管理	法第8条の2の4	防火シャッターのシャッターライン上に置かれた物品(物品名)は、閉鎖障害となるため撤去すること。
8 防災対象物品				
80101	防災対象物品	不適格物品の使用	法第8条の3	(使用場所)で使用している(防災対象物品)は、防災性能を有するものとし、その旨が表示等により明らかにされていること。※カーテン下げ丈1m以上、じゅうたん2㎡以上(だんつう、装飾品等を除く。)規制対象
9 液化石油ガス等				
90101	液化石油ガス	未届	法第9条の3	(使用場所)に設置している液化石油ガスは、届出数量(300kg)以上を有するため、速やかに届け出ること。※危政令第1条の10 届出を要する物質
90201	圧縮アセチレンガス	未届	法第9条の3	(使用場所)に設置している圧縮アセチレンガスは、届出数量(40kg)以上を有するため、速やかに届け出ること。※危政令第1条の10 届出を要する物質
15 消防用設備等				
150301	点検報告関係	点検報告の未実施	法第17条の3の3	消防用設備等(設備名)は速やかに点検し、その結果を報告すること。また、以降は6箇月ごとに点検し、その結果を1年(3年)に1回報告すること。 ※消火器等⇒機器点検(6箇月)、屋内消火栓設備等⇒機器点検(6箇月)+総合点検(1年)、配線⇒総合点検(1年)機器点検に配線の試験は不要
150301	点検報告関係	点検報告の未実施	法第17条の3の3	消防用設備等点検結果報告書(年月日点検実施)に記載されている点検未実施箇所は点検し、その結果を報告すること。
150301	点検報告関係	点検報告の未実施	法第17条の3の3	消防用設備等(設備名)の非常電源(自家発電設備)は、運転性能に関する点検を実施すること。
150302	点検報告関係	点検報告の不備事項の改修	法第17条	消防用設備等点検結果報告書(年月日点検実施)に指摘されている(消防用設備等)の不備事項にあっては、速やかに改修すること。 ※不備事項に関する改修指示は、維持管理のため、17条で指導

21	消火設備			
210101	消火器具	未設置	法第17条・令第10条	当該防火対象物は延面積（設置基準）㎡以上あるため、消火器を設置すること。
210101	消火器具	未設置	条例第35条	（〇〇に）消火器を設置すること。 ※(16)項関係、火花を生ずる設備等がある場所等への条例負荷設置
210101	消火器具	未設置	条例第36条	（〇〇に）大型消火器を設置すること。 ※500kW以上の変電設備等が防火対象物（屋上含む。）にある場合、大型消火器が必要
210104	消火器具	設置位置の不適	法第17条・令第10条・規則第6条	（設置場所）に設置されている消火器は、それぞれ一に至る歩行距離が20m以下となるように配置すること。
210104	消火器具	設置位置の不適	法第17条・令第10条・規則第9条	（設置場所）に設置されている消火器は床面から1.5m以下の箇所に設置すること。
210104	消火器具	設置位置の不適	法第17条・令第10条	（設置場所）に設置されている消火器は、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に移設すること。
210104	消火器具	設置位置の不適	法第17条・令第10条・規則第7条	（指定可燃物貯蔵所）に設置されている大型消火器は、貯蔵又は取り扱う場所の各部分から、一に至る歩行距離が30m以下となるように配置すること。
210105	消火器具	器具の不適	法第17条・令第10条	（設置場所）に設置されている消火器は腐食等があるので交換すること。
210105	消火器具	器具の不適	法第17条・令第30条	（設置場所）に設置されている消火器は型式承認が失効となっているので技術上の規格に適合したものと交換すること。
210106	消火器具	表示灯等の不適	法第17条・令第10条・規則第9条	（設置場所）に設置されている消火器には「消火器」と表示した標識を、見やすい位置に設けること。
210201	屋内消火栓設備	未設置	法第17条・令第11条	当該防火対象物は延面積（設置基準）㎡以上あるため、屋内消火栓設備を設置すること。
210206	屋内消火栓設備	表示灯等の不適	法第17条・令第11条・規則第12条	（設置場所）に設置されている屋内消火栓設備の消火栓箱には、その表面に「消火栓」と表示すること。
210206	屋内消火栓設備	表示灯等の不適	法第17条・令第11条・規則第12条	（設置場所）に設置されている屋内消火栓設備の表示灯が破損（消灯）しているので改修すること。
210207	屋内消火栓設備	未包含部分有り	法第17条・令第11条	（未警戒部分名称）部分は屋内消火栓設備の未警戒となるため設置すること。
210207	屋内消火栓設備	未包含部分有り	法第17条・令第11条	屋内消火栓設備は、各階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が（15、25）m以下となるように設けること。 ※新たな区画等ができた場合要注意
210208	屋内消火栓設備	水源の不適	法第17条・令第11条	屋内消火栓設備の水源の水量が不足しているため、改修すること。
210208	屋内消火栓設備	水源の不適	法第17条・令第11条・規則第12条	屋内消火栓設備の加圧送水装置の呼水装置には、専用の呼水槽を設けること。 ※水源が地下の場合に限る。
210209	屋内消火栓設備	加圧送水装置等の不適	法第17条・令第11条	屋内消火栓設備のポンプ室内の点検以外の不必要な物品は、延焼の媒介及び操作障害となるため撤去すること。
210209	屋内消火栓設備	加圧送水装置等の不適	法第17条・令第11条	屋内消火栓設備の加圧送水装置は、火災等の災害による被害を受ける恐れが少ない箇所に設けること。
210213	屋内消火栓設備	放水器具等の不適	法第17条・令第11条・規則第12条	屋内消火栓設備の消火栓箱の周囲にある（物品名）は、視認障害及び操作障害となるため撤去すること。
210225	屋内消火栓設備	電源の不適	法第17条・令第11条・規則第12条	屋内消火栓設備の非常電源の種類が不相当であることから改修すること。 ※特定1, 000㎡以上は専用受電不可
210227	屋内消火栓設備	維持管理	法第17条・令第11条・規則第12条	屋内消火栓設備は、技術上の基準に適合するよう改修すること。
210227	屋内消火栓設備	維持管理	法第17条・令第11条・規則第12条	屋内消火栓設備（加圧送水装置、非常電源、制御弁、配管等）の機能不良は改修すること。
210301	スプリンクラー設備	未設置	法第17条・令第12条	当該防火対象物は延面積（設置基準）㎡以上あるため、スプリンクラー設備を設置すること。
210306	スプリンクラー設備	表示灯等の不適	法第17条・令第12条・規則第13条の6	（設置場所）に設置されているスプリンクラー設備の補助散水栓の表示灯が破損（消灯）しているので改修すること。
210307	スプリンクラー設備	未包含部分有り	法第17条・令第12条・規則第14条	（未警戒部分名称）部分は、スプリンクラー設備の未警戒となるためヘッドを増設すること。
210307	スプリンクラー設備	未包含部分有り	法第17条・令第12条・規則第13条の6	補助散水栓は、〇〇の部分から一のホース接続口までの水平距離が15m以下となるように設けること。 ※スプリンクラーヘッドの包含範囲内は不要
210309	スプリンクラー設備	加圧送水装置等の不適	法第17条	スプリンクラー設備のポンプ室内の点検以外の不必要な物品は、延焼の媒介及び操作障害となるため撤去すること。
210309	スプリンクラー設備	加圧送水装置等の不適	法第17条・令第12条・規則第14条	スプリンクラー設備の加圧送水装置は、点検に便利で火災等の災害による被害を受ける恐れが少ない箇所に設けること。
210314	スプリンクラー設備	ヘッドの不適	法第17条・令第12条・規則第14条	（設置場所）に設置されているスプリンクラー設備のヘッドには、損傷等があるため取替ること。
210315	スプリンクラー設備	送水口の不適	法第17条・令第12条・規則第14条	スプリンクラー設備の送水口には、その直近の見やすい箇所にスプリンクラー用送水口である旨及びその送水圧力範囲を表示した標識を設けること。
210320	スプリンクラー設備	補助散水栓の不適	法第17条・令第12条・規則第14条	（設置場所）に設置されているスプリンクラー設備の補助散水栓箱の周囲の物品（物品名）は、操作障害となるため撤去すること。
210323	スプリンクラー設備	散水障害有り	法第17条・令第12条・規則第13条の2	（設置場所）に設置されているスプリンクラー設備のヘッドの周囲（下方0.45m・水平方向0.3m）にある（物品名）は散水障害となるため撤去すること。
210325	スプリンクラー設備	電源の不適	法第17条・令第12条・規則第14条	スプリンクラー設備の非常電源の種類が不相当であることから改修すること。
210326	スプリンクラー設備	維持管理	法第17条・令第12条・規則第14条	スプリンクラー設備は、技術上の基準に適合するよう改修すること。
210326	スプリンクラー設備	維持管理	法第17条・令第12条・規則第14条	スプリンクラー設備の（加圧送水装置、非常電源、制御弁、配管等）の機能不良は改修すること。

210401	水噴霧消火設備	未設置	法第17条・令第13条	当該防火対象物は駐車のに供する部分の床面積が（設置基準）㎡以上あることから、水噴霧消火設備を設置すること。
210407	水噴霧消火設備	未包含部分有り	法第17条・令第13条・規則第16条	〇〇の部分は水噴霧消火設備の散水ヘッドで包含されていないため改修すること。
210409	水噴霧消火設備	加圧送水装置等の不適	法第17条・令第14条	水噴霧消火設備の加圧送水装置は、点検に便利で火災等の災害による被害を受ける恐れが少ない箇所に設けること。
210423	水噴霧消火設備	散水障害有り	法第17条・令第14条・規則第16条	（設置場所）に設置されている水噴霧消火設備の噴霧ヘッドの周囲にある（物品名）は散水障害となるため撤去すること。
210425	水噴霧消火設備	電源の不適	法第17条・令第14条・規則第16条	水噴霧消火設備の非常電源の種類が不相当であることから改修すること。
210427	水噴霧消火設備	維持管理	法第17条・令第14条	水噴霧消火設備は、技術上の基準に適合するよう改修すること。
210427	水噴霧消火設備	維持管理	法第17条・令第14条	水噴霧消火設備の（加圧送水装置、非常電源、制御弁、配管等）の機能不良は改修すること。
210501	泡消火設備	未設置	法第17条・令第15条	当該防火対象物は自動車の整備のに供する部分の床面積が（設置基準）㎡以上あることから、泡消火設備を設置すること。
210527	泡消火設備	維持管理	法第17条・令第15条	泡消火設備は、技術上の基準に適合するよう改修すること。
210527	泡消火設備	維持管理	法第17条・令第15条	泡消火設備の（加圧送水装置、非常電源、制御弁、配管等）の機能不良は改修すること。
210601	不活性ガス消火設備	未設置	法第17条・令第16条	当該防火対象物は区画されている部分の床面積が200㎡以上あり、乾燥炉等の最大消費熱量の合算値が350kw以上あることから、不活性ガス消火設備を設置すること。
210606	不活性ガス消火設備	表示灯等の不適	法第17条・令第16条・規則第19条	防護区画の出入口の見やすい箇所に消火剤が放出された旨を表示する表示灯を設けること。
210606	不活性ガス消火設備	表示灯等の不適	法第17条・令第16条・規則第19条	不活性ガス消火設備の起動装置又はその直近の箇所には、防護区画の名称、取扱い方法、保安上の注意事項等を表示すること。
210606	不活性ガス消火設備	表示灯等の不適	法第17条・令第16条・規則第19条	不活性ガス消火設備の消火剤を貯蔵する貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に、二酸化炭素の危険性等に係る標識を設けること。
210606	不活性ガス消火設備	表示灯等の不適	法第17条・令第16条・規則第19条	不活性ガス消火設備の制御盤の付近に、設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書を備えておくこと。
210627	不活性ガス消火設備	維持管理	法第17条・令第16条	不活性ガス消火設備は、技術上の基準に適合するよう改修すること。
210627	不活性ガス消火設備	維持管理	法第17条・令第16条	不活性ガス消火設備（非常電源、選択弁、配管等）の機能不良は改修すること。
210627	不活性ガス消火設備	維持管理	法第17条・令第16条	不活性ガス消火設備の集合管又は操作管に設ける閉止弁は、技術上の基準に適合するよう改修すること。
210627	不活性ガス消火設備	維持管理	法第17条・令第16条・規則第19条	移動式不活性ガス消火設備は、火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に設置すること。
210701	ハロゲン化物消火設備	未設置	法第17条・令第17条	当該防火対象物は駐車のに供する部分の床面積が（設置基準）㎡以上あることから、ハロゲン化物消火設備を設置すること。
210727	ハロゲン化物消火設備	維持管理	法第17条・令第17条	ハロゲン化物消火設備は、技術上の基準に適合するよう改修すること。
210727	ハロゲン化物消火設備	維持管理	法第17条・令第17条	ハロゲン化物消火設備（非常電源、選択弁、配管等）の機能不良は改修すること。
210801	粉末消火設備	未設置	法第17条・令第18条	当該防火対象物は駐車のに供する部分の床面積が（設置基準）㎡以上あることから、粉末消火設備を設置すること。
210901	屋外消火栓設備	未設置	法第17条・令第19条	当該防火対象物は1階及び2階の合計床面積が（設置基準）㎡以上あることから、屋外消火栓設備を設置すること。 ※その他建築物同士で外壁間の水平距離が1階は6m、2階は10m以下であれば同一の建築物とみなされるため注意
210906	屋外消火栓設備	表示灯等の不適	法第17条・令第19条・規則第22条	（設置場所）に設置されている屋外消火栓設備の表示灯が破損（消灯）しているため改修すること。
210907	屋外消火栓設備	未包含部分有り	法第17条・令第19条	（未警戒部分名称）部分は屋外消火栓設備の未警戒となるため設置すること。
210907	屋外消火栓設備	未包含部分有り	法第17条・令第19条	屋外消火栓設備は、各階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が40m以下となるように設けること。
210913	屋外消火栓設備	放水器具等の不適	法第17条・令第19条・規則第22条	（設置場所）に設置されている屋外消火栓設備の消火栓箱の周囲にある（物品名）は、視認障害及び操作障害となるため撤去すること。
210913	屋外消火栓設備	放水器具等の不適	法第17条・令第19条・規則第22条	屋外消火栓箱は、屋外消火栓から歩行距離5m以内に設置すること。 ※屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい部分に設ける場合を除く。
210927	屋外消火栓設備	維持管理	法第17条・令第19条	屋外消火栓設備は、技術上の基準に適合するよう改修すること。
211004	動力消防ポンプ設備	設置位置の不適	法第17条・令第20条	動力消防ポンプ設備のポンプは、水源の直近に常置すること。 ※けん引する場合歩行距離1,000mまで可
211007	動力消防ポンプ設備	未包含部分有り	法第17条・令第20条	〇〇部分は、動力消防ポンプ設備で包含されていないため、改修すること。 ※水平距離100m+有効に放水できる範囲
211008	動力消防ポンプ設備	水源の不適	法第17条・令第20条	動力消防ポンプ設備の水源の水量が不足しているため、改修すること。
211008	動力消防ポンプ設備	水源の不適	法第17条・令第20条	動力消防ポンプ設備の水源の採水口に不備があるため、改修すること。
211027	動力消防ポンプ設備	維持管理	法第17条・令第20条	動力消防ポンプ設備は、技術上の基準に適合するよう改修すること。

22 警報設備				
220101	自動火災報知設備	未設置	法第17条・令第21条	当該防火対象物は延面積（設置基準）㎡以上あるため、自動火災報知設備を設置すること。
220102	自動火災報知設備	未警戒部分有り	法第17条・令第21条・規則第23条	（部分名称）は、自動火災報知設備の未警戒となるため、感知器を設置すること。
220102	自動火災報知設備	未警戒部分有り	法第17条・令第21条・規則第23条	（部分名称）は、（間仕切り等）で区画され、自動火災報知設備の未警戒となるため、感知器を設置すること。
220105	自動火災報知設備	受信機の不適	法第17条・令第21条・規則第24条の2	自動火災報知設備の受信機前にある（物品名）は、視認障害及び操作障害となるため撤去すること。
220105	自動火災報知設備	受信機の不適	法第17条・令第21条・規則第24条の2	自動火災報知設備の受信機の各操作スイッチは正常な位置とし、当該設備が正常に機能するように維持管理すること。
220105	自動火災報知設備	受信機の不適	法第17条・令第21条・規則第24条	特定一階段等防火対象物に設ける自動火災報知設備の受信機は、再鳴動機能を有するものとする。※特定一階段又は（2）項二の部分が存する防火対象物に限る。
220107	自動火災報知設備	感知器の不適	法第17条・令第21条・規則第23条	（設置場所）に設置されている自動火災報知設備の感知器が取り外されているため、改修すること。
220107	自動火災報知設備	感知器の不適	法第17条・令第21条・規則第23条	（設置場所）に設置されている自動火災報知設備の〇〇感知器は、種類が不適当であるため、交換すること。 ※用途変更等は感知器の種類、設置位置が変わることがあるため注意
220107	自動火災報知設備	感知器の不適	法第17条・令第21条・規則第23条	（設置場所）に設置されている自動火災報知設備の感知器は空気吹出口から1.5m以上離して設置すること。 ※差動式分布型は除かれる。
220108	自動火災報知設備	警戒区域図の不適	法第17条・令第21条・規則第24条の2	自動火災報知設備の受信機の付近には、警戒区域一覧図を備えておくこと。
220109	自動火災報知設備	発信機の不適	法第17条・令第21条・規則第24条の2	自動火災報知設備の発信機は、各階ごとに、その階の各部分からの歩行距離50m以下となるように設けること。
220109	自動火災報知設備	発信機の不適	法第17条・令第21条・規則第24条の2	（部分名称）に設置されている自動火災報知設備の発信機の周囲にある物品（名称）は操作障害となるため撤去すること。
220110	自動火災報知設備	警報装置の不適	法第17条・令第21条・規則第24条	自動火災報知設備の音響装置は、各階ごとに、その階の各部分からの水平距離が25m以下となるように設けること。
220112	自動火災報知設備	表示灯等の不適	法第17条・令第21条・規則第24条	（設置場所）に設置されている自動火災報知設備の発信機は、表示灯が損傷（消灯）しているので改修すること。
220115	自動火災報知設備	電源の不適	法第17条・令第21条・規則第24条	自動火災報知設備の予備電源の電圧及び容量不足は改修すること。
220199	自動火災報知設備	その他	法第17条・令第30条	自動火災報知設備の受信機、感知器、発信機は型式承認が失効となっているので、技術上の規格に適合したものと交換すること。
220201	ガス漏れ火災警報設備	未設置	法第17条・令第21条の2	当該防火対象物は地階の床面積が（設置基準）㎡以上あるため、ガス漏れ火災警報設備を設置すること。※設置基準：地階床面積1,000㎡以上等
220301	漏電火災警報器	未設置	法第17条・令第22条	当該防火対象物は延面積（設置基準）㎡以上あり、鉄網入りの壁等を用いていることから、漏電火災警報器を設置すること。※壁等が準不燃材の場合不要
220401	火災通報装置	未設置	法第17条・令第23条	当該防火対象物は延面積（設置基準）㎡以上あるため、消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。※令第23条第3項及び審査基準で常時通報する電話（3項電話）に代えることができる用途を定めている。条件により携帯電話が認められる。
220405	火災通報装置	起動装置の不適	法第17条・令第23条・規則第25条	火災通報装置は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動すること。 ※（6）項イ（1）（2）、口の部分が存するものが該当（防災センター（常時人がいるもの）に限る。）に設置されるものはこの限りでない。）
220501	非常警報設備（器具）	未設置	法第17条・令第24条	当該防火対象物は収容人員が（設置基準）人以上となるため、非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン）を設置すること。
220512	非常警報設備（器具）	表示灯等の不適	法第17条・令第24条・規則第25条の2	（設置場所）に設置されている非常警報設備の表示灯は、損傷（消灯）しているので改修すること。
220512	非常警報設備（器具）	表示灯等の不適	法第17条・令第24条・規則第25条の2	（設置場所）に設置されている非常警報設備の付近にある物品（物品名）は表示灯の視認障害となるため、撤去（移動）すること。
220601	放送設備	未設置	法第17条・令第24条	当該防火対象物は収容人員が（設置基準）人以上となるため、非常警報設備（放送設備）を設置すること。
23 避難設備				
230101	避難器具	未設置	法第17条・令第25条	当該防火対象物の（階層）は収容人員が（人数）以上となるため、避難器具を設置すること。
230101	避難器具	未設置	法第17条・令第25条	（階層・3階以上）（店舗名称）は収容人員が10人以上あり、また、避難上有効な開口部を有しない壁で区画されているため、避難器具を設置すること。
230106	避難器具	操作空間の不適	法第17条・令第25条	（設置場所）に設置されている（避難器具名称）は、その周囲に有効な操作空間を確保すること。 ※操作空間・降下空間（参考）平成8年4月16日消防予第66号「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目を定める告示の施行について」
230107	避難器具	降下空間の不適	法第17条・令第25条・規則第27条	（設置場所）に設置されている避難器具の（降下空間・避難空地）にある（物品名）は（降下・操作）障害となるため撤去すること。
230108	避難器具	表示の不適	法第17条・令第25条・規則第27条	（設置場所）に設置されている避難器具（器具名称）には、見やすい箇所に避難器具である旨及びその使用方法を表示する標識を設けること。
230110	避難器具	装置機種の不適	法第17条・令第25条・規則第27条	（設置場所）に設置されている避難器具（器具名称）は、適応するものと取替えること。
230111	避難器具	装置位置の不適	法第17条・令第25条・規則第27条	避難器具は、避難に際して容易に接近することができ、かつ、避難器具を使用するについて、安全な構造を有する開口部に設置すること。

230111	避難器具	装置位置の不 適	法第17条・令第25 条・規則第27条	(設置場所)に設置されている避難器具は、必要に応じて速やかに取り付けることができる ような状態にしておくこと。
230111	避難器具	装置位置の不 適	法第17条・令第25 条・規則第27条	避難器具(すべり棒、避難ロープ、避難橋及び避難用タラップを除く。)は、相互に同一垂 直線上にならないように設置すること。 ※避難上支障のないように措置されているものについてはこの限りでない。

230199	避難器具	その他	法第8条の2の4	バルコニーの避難経路に設けられている仕切板の付近に置かれている物品は、避難障害となるため撤去すること。 ※法的根拠は避難管理とする。
230201	誘導灯（標識）	未設置	法第17条・令第26条	（店舗名称・特定用途）には、技術上の基準に従い、避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置すること。
230201	誘導灯（標識）	未設置	法第17条・令第26条	（店舗名称）は、（地階・無窓階）となるため、技術上の基準に従い、避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置すること。
230204	誘導灯（標識）	器具の不適	法第17条・令第26条	（設置場所）に設置されている（避難口・通路）誘導灯は、（表示面・器具）が破損しているため取替えること。
230204	誘導灯（標識）	器具の不適	法第17条・令第26条	（設置場所）に設置されている（避難口・通路）誘導灯は、表示面の種類が異なるため取替えること。
230204	誘導灯（標識）	器具の不適	法第17条・令第26条	（設置場所）の避難口（通路）誘導灯は、点灯不良のため改修すること。
230209	誘導灯（標識）	視認障害有り	法第17条・令第26条・規則第28条の3	（物品名）は、誘導灯（誘導標識）の視認障害となるため撤去すること。
230209	誘導灯（標識）	視認障害有り	法第17条・令第26条・規則第28条の3	誘導灯（誘導標識）の周囲には、誘導灯とまぎらわしい又は誘導灯をさえぎる灯火、広告物、掲示物を設けないこと。
24 消防用水				
240101	消防用水	未設置	法第17条・令第27条	消防用水を設置すること。
240199	消防用水	その他	法第17条・令第27条	消防用水の周囲の〇〇は消防ポンプ自動車の接近障害となるため、改修すること。
240199	消防用水	その他	法第17条・令第27条	消防用水は、消防ポンプ自動車が2 m以内に接近することができるように設けること。
25 消火活動上必要な施設				
250101	排煙設備	未設置	法第17条・令第28条	排煙設備を設置すること。
250201	連結散水設備	未設置	法第17条・令第28条の2	連結散水設備を設置すること。
250210	連結散水設備	表示灯等の不適	法第17条・令第28条の2・規則第30条の3	連結散水設備の送水口には、その直近の見やすい箇所に連結散水設備の送水口である旨を表示した標識を設けるとともに、送水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図を設けること。
250301	連結送水管	未設置	法第17条・令第29条	連結送水管を設置すること。
250302	連結送水管	未包含部分有り	法第17条・令第29条	連結送水管の放水口は、その階の各部分から一の放水口までの水平距離が50 m以下となるように、かつ、消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けること。
250307	連結送水管	送水口の不適	法第17条・令第29条・規則第31条	（設置場所）に設置されている連結送水管の送水口前（付近）に置かれた物品（物品名）は、使用障害となるため撤去するとともに、消防ポンプ自動車が容易に接近し使用できるように維持管理すること。
250311	連結送水管	放水口の不適	法第17条・令第29条・規則第31条	（設置場所）に設置されている連結送水管放水口付近に置かれた物品は撤去し、火災時に適正に使用できるよう維持管理すること。
250401	非常コンセント設備	未設置	法第17条・令第29条の2	非常コンセント設備を設置すること。
250501	無線通信補助設備	未設置	法第17条・令第29条の3	無線通信補助設備を設置すること。
26 その他の設備				
260101	フード等簡易自動消火装置	未設置	条例第3条の4	厨房設備の入力の合計が350 kw以上となるため、火炎伝送防止装置（フード等簡易自動消火装置）を設置すること。※地階、高層階に限る。 参照：平成5年12月10日消防予第331号「フード等簡易自動消火装置の性能及び設置の基準について」
40 条例（火を使用する設備）				
400107	炉	施設管理の不適	条例第3条	（設置場所）の炉は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しないよう転倒防止措置を講じること。
400107	炉	施設管理の不適	条例第3条	（設置場所）の炉及びその他付属設備は、必要な点検・整備を行い、火災予防上有効に保持すること。
400116	炉	設置場所等の不適	条例第3条	（設置場所）の炉は、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。
400116	炉	設置場所等の不適	条例第3条	（設置場所）の炉は、階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。
400116	炉	設置場所等の不適	条例第3条	炉を屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので作った床上に設けること。※防火上有効な措置を設けた場合はこの限りでない。
400116	炉	設置場所等の不適	条例第3条	入力350キロワット以上の炉にあつては専用不燃区画とした室内に設けること。※有効な空間を確保した場合を除く。
400117	炉	燃料タンクの不適	条例第3条	（設置場所）の炉の燃料タンクとたき口との間には、2 m以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮蔽を設けること。
400118	炉	整理・清掃等の不適	条例第3条	（設置場所）の炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努め、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
400125	炉	安全装置の不適	条例第3条	（設置場所）の炉には、炎が立ち消えた場合等に自動的に燃焼を停止できる安全装置を設けること。
400307	温風暖房機	施設管理の不適	条例第3条の3	（設置場所）の温風暖房機は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しないよう転倒防止措置を講じること。

400307	温風暖房機	施設管理の不 適	条例第3条の3	(設置場所)の温風暖房機及びその他付属設備は、必要な点検・整備を行い、火災予防上有効に保持すること。
400316	温風暖房機	設置場所等の 不適	条例第3条の3	(設置場所)の温風暖房機は、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。
400316	温風暖房機	設置場所等の 不適	条例第3条の3	(設置場所)の温風暖房機は、階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。
400416	厨房設備	設置場所等の 不適	条例第3条の4	(設置場所)の厨房設備(設備名)は、可燃物等との離隔距離(上方100cm側方15cm以上)を取ることを要すること。
400416	厨房設備	設置場所等の 不適	条例第3条の4	(設置場所)の厨房設備(設備名)の上部(100cm・80cm以内)にある(物品名)は延焼の媒体となるため、撤去すること。
400418	厨房設備	整理・清掃等 の不適	条例第3条の4	(設置場所)の厨房設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
400418	厨房設備	整理・清掃等 の不適	条例第3条の4	(設置場所)の厨房設備のフード等、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置に付着した油脂等の清掃を定期的に行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。
400422	厨房設備	排気用ダクト 等の不適	条例第3条の4	厨房設備の排気ダクトが可燃性の物品等と接触しているため、10cm以上の離隔距離を確保する、または金属以外の不燃材料で有効に被覆すること。
400423	厨房設備	フィルター等 の不適	条例第3条の4	油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備のフードには、グリス除去装置を設けること。
400423	厨房設備	フィルター等 の不適	条例第3条の4	油脂を含む蒸気を発生するおそれのある厨房設備の排気ダクトには、火炎伝送防止装置を設けること。
400507	ボイラー	施設管理の不 適	条例第4条	(設置場所)のボイラーの蒸気管は可燃性の壁(床、天井等)を貫通する部分及びこれらに接触する部分をしゃ熱材料で有効に被覆すること。
400525	ボイラー	安全装置の不 適	条例第4条	(設置場所)のボイラーは、蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。
400607	ストーブ	施設管理の不 適	条例第5条	(設置場所)のストーブは、固体燃料を使用していることから、不燃材料で造ったたき殻受けを付設すること。
400707	壁付暖炉	施設管理の不 適	条例第6条	(設置場所)の壁付暖炉の背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。※壁等が耐火構造等の場合を除く。
400816	乾燥設備	設置場所等の 不適	条例第7条	(設置場所)の乾燥設備は、乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
400825	乾燥設備	安全装置の不 適	条例第7条	(設置場所)の乾燥設備は、乾燥室内の温度が過度に上昇する場合に、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
400925	サウナ設備	安全装置の不 適	条例第7条の2	(設置場所)のサウナ設備は、室内の温度が過度に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
401116	給湯湯沸設備	設置場所等の 不適	条例第8条の2	(設置場所)の給湯湯沸設備は、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。
401316	ヒートポンプ冷 暖房機	設置場所等の 不適	条例第9条の2	(設置場所)のヒートポンプ冷暖房機は、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離を保つこと。
401416	火花を生ずる設 備	設置場所等の 不適	条例第10条	火花を生ずる設備に面する部分の壁、天井及び床の仕上げは準不燃材料とすること。
401418	火花を生ずる設 備	整理・清掃等 の不適	条例第10条	火花を生ずる設備の設置されている室内は、常に整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。
401616	変電設備	設置場所等の 不適	条例第11条	変電設備は、水が浸入し、または浸透するおそれのない位置に設けること。
401616	変電設備	設置場所等の 不適	条例第11条	変電設備は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室内に設けること。※消防長が認めるキュービクル等を除く。
401616	変電設備	設置場所等の 不適	条例第11条	変電設備と建築物等とは、換気、点検及び整備に支障のない保有距離(操作面1m、点検面0.6m、換気面0.2m)を確保すること。
401616	変電設備	設置場所等の 不適	条例第11条	屋外に設ける変電設備は、建築物等から3m以上の距離を確保すること。※消防長が認めるキュービクル等を除く。
41	条例(小危及び指定可燃物)			
410101	少量危険物	未届	条例第50条	(場所名)で(貯蔵して、取り扱って、貯蔵及び取り扱って)いる危険物(危険物の種類等)は、指定数量の5分の1以上有しているため届け出ること。
410101	少量危険物	未届	条例第31条	少量危険物貯蔵取扱所(場所)で(貯蔵して、取り扱って)いる届出品名以外の危険物(危険物の種類、第類等)は、撤去すること。
410105	少量危険物	貯蔵容器等の 不適	条例第30条・第31条	少量危険物施設における貯蔵容器の種類が不相当であることから改修すること。
410106	少量危険物	危険物管理の 不適	条例第31条の2	適正な高さ(3・4m)を超えて容器を積み重ねて危険物が貯蔵されているため、改修すること。
410107	少量危険物	施設管理の不 適	条例第31条	少量危険物貯蔵取扱所(場所)の非危険物エリアに通じる防火設備にあっては、出入りを除いて常時閉鎖すること。
410107	少量危険物	施設管理の不 適	条例第31条	(場所等)で(貯蔵されている・取り扱っている・貯蔵及び取り扱っている)危険物(第類第石油類)は、指定数量の5分の1以上有しているため、当該危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しない等の必要な措置を講ずること。
410114	少量危険物	表示の不 適	条例第31条の2	少量危険物貯蔵取扱所には、見やすい箇所に危険物を(貯蔵している・取り扱っている)旨の標識並びに危険物の類、品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。
415001	指定可燃物	未届	条例第50条	(貯蔵又は取扱場所)で(貯蔵し、取扱い)ている指定可燃物(綿花類等の名称)は、指定数量(数量)以上有しているため届け出ること。
415015	指定可燃物	可燃物管理の 不適	条例第34条	綿花類等の集積単位面積が適正でないことから改修すること。
42	条例(避難管理)			
420601	避難施設の管理	廊下、階段、 避難口の管理	条例第44条	避難のために使用する施設の床面には、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように常に維持すること。

420601	避難施設の管理	廊下、階段、避難口の管理	条例第44条	避難口に設ける戸は、外開きとし、開放した場合において廊下、階段等の有効幅員を狭めないような構造とすること。 ※避難上支障のない場合は、内開き以外の戸であれば可（劇場等除く。）
43 条例（各種届出等）				
430101	使用開始の届出	使用開始届け	条例第47条・予防規則第14条	（防火対象物名称）は増築されているため、防火対象物使用・変更届出書を届け出ること。
430201	火気使用設備の設置届出	設置の届出	条例第48条	（設置場所）に設置されている炉は、速やかに設置届出書を届け出ること。 ※据付面積2㎡以上に限る。（個人住宅除く。）
430201	火気使用設備の設置届出	設置の届出	条例第48条	（設置場所）に設置されている厨房設備は、同一厨房室内の入力の合計が350kW以上となるため、速やかに設置届出書を届け出ること。
430201	火気使用設備の設置届出	設置の届出	条例第48条	（設置場所）に設置されているボイラー（給湯湯沸設備）は、（入力70kW以上となることから）速やかに設置届出書を届け出ること。
430201	火気使用設備の設置届出	設置の届出	条例第48条	（設置場所）に設置されている乾燥設備は、速やかに設置届出書を届け出ること。
430201	火気使用設備の設置届出	設置の届出	条例第48条	（設置場所）に設置されているサウナ設備は、速やかに設置届出書を届け出ること。 ※個人の住宅に設置するものを除く。
430201	火気使用設備の設置届出	設置の届出	条例第48条	（設置場所）に設置されている変電設備は、全出力50kWを超えるため、速やかに設置届出書を届け出ること。
50 建築構造				
500101	建築構造	主要構造部の構造不適	指導（建築基準法）	屋上に増築されたプレハブは、建築基準法違反（となるため・の疑いがあるため）特定行政庁の指示を受け、改修してください。
500201	防火区画	面積区画の不適	指導（建築基準法）	〇階〇〇に設置されている防火設備（防火戸）は扉が歪になっており完全に閉鎖しないので、改修してください。
500201	防火区画	面積区画の不適	指導（建築基準法）	〇〇に設置されている防火戸の自動閉鎖装置に不備があるため改修してください。
90 住宅用火災警報器				
900101	住宅用火災警報器	住宅用火災警報器未設置	法第9条の2・令第5条の7	住宅の用途に供される部分は住宅用火災警報器を設置すること。
99 指示事項なし				
990101	その他	その他		消防法令上の不備事項なし。